

第 2 章

憲法：2014 年憲法の制定過程と条文内容

竹村和朗

はじめに

本章は、スィーサー体制の土台となっている憲法 (dustūr) の制定過程と条文内容の検討を通じて、憲法をつくり出し、同時に憲法によって縛られる同体制のあり方を考察しようとするものである。いうまでもなく、憲法は現代国家における統治の基本法であり、一国の最高法規の座にあるが、政権転覆や独立などの体制変動に伴い、大幅改正や新憲法制定が生じることも少なくない。本章の筆者は、国家が法を通じて社会に与える影響に関心を持ち、2011 年以降のエジプト憲法の変化に注目してきた (竹村[2014a]; [2014b])。本章では、スィーサー体制が依拠する 2014 年憲法について、その乗り越えるべき対象であった 2012 年憲法との比較から考察する。

スィーサー体制下の現行憲法は、正式には「エジプト・アラブ共和国憲法」(dustūr jumhūrīya miṣr al-‘arabiya) というが、2014 年 1 月 18 日に成立したことから、一般には 2014 年憲法と呼ばれる。この憲法は、2012 年 12 月 25 日に制定された 2012 年憲法 (同様に、正式名称は「エジプト・アラブ共和国憲法」であった) に取って代わるものとして発案され、国民投票による過半数の賛成を得て、前述の日に成立した⁽¹⁾。憲法公布は、国家元首である大統領の名により行われるが、2012 年憲法にはムルスィー大統領の名が、2014 年憲法にはマンスール暫定大統領の名がそれぞれ記されている。

スィーサー大統領は、2014 年憲法公布後に実施された最初の大統領選挙で選出された。換言すれば、2014 年憲法は、本書が対象とする 2013 年 7 月から 2015 年 12 月までのスィーサー体制形成期の最初につくられたものであった。憲法起草時、スィーサー国防大臣は、ムルスィー大統領率いるムスリム同胞団体制を一掃した 2013 年の「6 月 30 日革命」の実行者の一員であったが、少なくとも公式には、2014 年憲法の起草過程に関わっていな

⁽¹⁾ 本章では、2012 年憲法の底本として al-Idāra al-‘Āmma li-l-Shu‘ūn al-Qānūniya [2013] を、2014 年憲法の底本として ‘Abbās and Bakrī [2014] を用いる。これら二つは、エジプト国立印刷局により刊行されたものとして「公的」な性格を持つ。これらより前のエジプトの過去憲法を参照する場合には、al-Hay’a al-‘Āmma li-Quṣūr al-Thaqāfa [2012] と al-Shilq [2012] にもとづく。2012 年憲法の制定過程と条文内容の詳細については、拙稿 (竹村[2014a]; [2014b]) を参照のこと。

い。2014年憲法は、「6月30日革命」によるムルスィー大統領の解任後、暫定大統領に就任したマンスール最高憲法裁判所長官が設置した憲法起草委員会によって草案が準備され、国民投票における賛成多数により成立したものである。しかし、起草当時から次期大統領の呼び声も高かった政治的実力者の意向がまったく反映されていないとも考えにくい。

ここに、2014年憲法の起草者が意識したであろうふたつの条件が見出される。ひとつは、「6月30日革命」前の政治体制（ムルスィー大統領／ムスリム同胞団体制）の否定であり、もうひとつは、近い将来に成立することが見込まれた軍出身者（おそらくスィーサー）を中心とした新体制の土台作りである。これらの条件は、方向性こそまったく異なるものの、2012年憲法にも似たものが見られた。すなわち2012年憲法の起草者に求められていたのは、「1月25日革命」前の政治体制（ムバーラク大統領／国民民主党体制）の否定と、選挙を通じて国家権力を掌握しつつあったムスリム同胞団のための新体制の土台作りであった。

この2014年憲法は、どのような内容を持ち、2012年憲法とどのような点で異なるのか。本章では、2012年憲法と対比しながら、2014年憲法の制定過程と条文内容を検討し、2014年憲法とともに生まれたスィーサー体制のあり方を考える手掛かりとしたい。

第1節 2012年憲法の概要

1.1 2012年憲法の制定過程

前述のとおり、2012年憲法は2012年12月25日に施行された。発端となった「1月25日革命」から約2年後のことである。その制定過程は、以下のようにまとめられる。

2011年2月11日のムバーラク大統領の辞任後に国権を掌握した軍最高評議会^②は、2月13日に憲法宣言^③を發布し、現行（1971年）憲法の施行停止と改正、議会の解散などを定めた。同評議会は憲法改正委員会を設置し、改正案は3月21日に国民投票にかけられることになった。しかし、改正案の内容が大統領選挙規定の変更に限定されたものであったため、より抜本的な政治・社会改革を求める世俗派・革命派勢力は改革案への「反対」を訴え、他方、早期選挙を望むムスリム同胞団や軍は「賛成」を求め、世論は二分された。国民投票における6割の賛成多数により憲法改正は認められたが、その最終結果公示直後の3月30日、軍最高評議会は新たな憲法宣言を出し、全63条からなる「憲法原則」（1971年憲法の修正・要約版）を発表した。国民投票を経た後とはいえ、軍が独自に出した憲法原則に対する反発

^② アラビア語で *al-majlis al-a'lā li-l-quwwāt al-musallaha* という。英語では *the Supreme Council of the Armed Forces*（略称 *SCAF*）と訳されることが多い。その存在は、2011年の「1月25日革命」まで公に知らせていなかったが、2012年憲法第194条と2014年憲法第200条では、「軍は、法律の組織するところにより最高評議会を持つ」と明記されるようになった。

^③ アラビア語で *i'lān dustūrī* という。憲法停止などの例外的状況において、憲法や国家体制に関係する命令を発する超法規的措置のこと。共和制の礎を築いた1952年「7月23日革命」の際に革命指導部が公布した命令に前例が見られる。このときの最初の憲法宣言は、1923年憲法の停止を布告した1952年12月10日のものであった（*al-Shilq* [2012, 227–228]）。

は大きく、新憲法を求める声は続くことになる。

その一方で、2 月以来空席となっている「大統領」と「議会」の選挙も求められていた。主要政治勢力間で交渉がなされ、先に議会選挙を行われることになり、2011 年 11 月から下院選挙が、翌年 1 月から上院選挙が実施された⁽⁴⁾。この議会選挙において、ムスリム同胞団を母体とする「自由公正党」(ḥizb al-ḥurrīya wa-l-‘adāla) や、在野のサラフ主義者ら⁽⁵⁾が集合した「ヌール党」(ḥizb al-nūr) が大躍進し、議席の大半を得た。余勢を駆って両院議員を半数(50 人)とする憲法起草委員会が設置されたが、議会外政治勢力から強い反発を受けた。ついには手続き上の瑕疵を理由として行政裁判所に訴訟が持ち込まれ、実際、同委員会を無効とする判決が下されたため、議員を 3 分の 1(37 人)に減らした形で憲法起草委員会が改めて設置された。この第二次憲法起草委員会が、裁判官のフサーム・ガルヤーニーを委員長として、6 月からの 5 ヶ月間で 2012 年憲法の草案を作成することになった。

同年 4 月から 6 月には大統領選挙が実施された。多くの立候補者が出た第一回投票の上位二者による決戦投票は、ムスリム同胞団が擁立した自由公正党前党首のムルスィーと、軍出身でムバーラク期最後の首相であるアフマド・シャフィークの一騎打ちとなり、僅差で前者が勝ち、エジプト現代史上初の文民大統領となった。ムルスィー大統領は、2012 年 6 月 30 日に就任した(この日付が 1 年後に重要な意味を持つようになる)。ムルスィー大統領就任直前の 6 月 17 日には、軍最高評議会が憲法宣言を發布し、「新憲法における軍の予算・管轄の独立性」を一方向的に定めたが、ムルスィー大統領は 8 月に自ら憲法宣言を出し、この内容を取り消した。また、憲法起草委員会への社会的反感が強まる中、ムルスィー大統領は、11 月 21 日に「大統領の憲法宣言は覆せない」とする憲法宣言を出し、同委員会の活動を援護したが、多方面からの反発を受け、12 月 8 日はこれを取り消した。委員会内の意見対立だけでなく、こうした「場外乱闘」を通じて、ムスリム同胞団を中心とする立法府・行政府と、軍・司法府との関係は徐々に悪化していった。それでも憲法最終案は国民投票にかけられ、7 割の賛成多数を得て、前述の日に 2012 年憲法として成立したのである。

⁽⁴⁾ 1971 年憲法の制定当初は、一院制の人民議会(majlis al-sha‘b)が設置されたが、1980 年の憲法改正で諮問評議会(majlis al-shūrā)が追加された。アラビア語で同じ majlis の語であり、明らかに「上院」を意図したものであったが、人民議会に比べて法律発案権などの権限が著しく弱いため、日本語では「諮問評議会」と訳される(池田 [2001])。2011 年「1 月 25 日革命」後の議会選挙では、1971 年憲法の議会構造をそのまま用いて、人民議会と諮問評議会の議員を選出した。2012 年憲法では、権限の均衡のとれたふたつの議院からなる二院制議会が採用された(第 82 条で立法権がふたつの majlis から構成されることを明記)。本章では、下院を代表院(majlis al-nūwāb)、上院を諮問院(majlis al-shūrā)と呼ぶ。かつて拙稿(竹村 2014a; 2014b)では、2012 年憲法の下院を「代議院」と訳していたが、2014 年憲法下の二院制議会と同じ nūwāb の語が用いられたため、訳語を「代表院」「代表議会」に変更した。注 8 も参照のこと。

⁽⁵⁾ サラフ主義(ṣalafī)とは、預言者ムハンマドの同世代と直後世代を理想的「先人」(ṣalaf)の時代とみなし、聖典コーラン(al-qur‘ān)と預言者ムハンマドの言行(al-ḥadīth al-nabawī)を指針とした、過去の理想的状況を現代に再現しようとする思想的傾向のことを指す。

1.2 2012年憲法の内容①：尊厳の重視とイスラーム色

このような経緯からなる2012年憲法の内容について、以下、その特徴的な条文を見てみよう。まず、前文冒頭では、同憲法が「1月25日革命」の所産であることが明記される。

これこそわれらの憲法、1月25日革命の文書である。この革命は、われらの若者がひきおこし、われらの民衆が集まり、われらの軍隊が与したものであった。

この点に関連して2012年憲法に追加された条項のひとつに「尊厳の保護」がある。

第31条

- ① 尊厳は、すべての人間の権利である。社会および国は、尊厳の尊重および保護を保障する。
- ② 何人に対する侮辱または軽視は、決して認めない。

この尊厳（*karāma*）の語は、憲法前文にも引用されている「1月25革命」の有名なスローガン「パン、自由、社会的公正、人間の尊厳」（*īsh, ḥurrīya, ‘adāla ijtīmā’īya, karāma insāniya*）にも用いられたものである。同じく尊厳を用いた規定は、刑務所に関する第37条に見られる。

第37条

- ① 刑務所は、規律、改善および更正のための施設であり、司法の監督下に置かれる。刑務所では、人間の尊厳に反する、または健康を害するすべての行為が禁止される。
- ② 国は、受刑者の社会復帰を助け、受刑者が出所後に尊厳ある生活を営むことができるよう支援する。

刑務所に関する規定がエジプト憲法に含まれたのは、この2012年憲法が初めてである。この点に、政府によって収監された数多くの仲間を持つであろうムスリム同胞団や左派運動家の受難の歴史を読み取ることは難しくない。

これらの権利・自由の拡充とともに「イスラーム性」が強調されたことも、2012年憲法の特徴として知られる。たとえば、第1条では、1956年憲法以来「エジプト人民は、アラブの共同体の一部（*juz’ al-umma al-‘arabīya*）である」と表現されていたのが、「エジプト人民は、アラブとイスラームのふたつの共同体の一部（*juz’ al-ummatayn al-‘arabīya wa-l-islāmīya*）である」に代えられた。

第 1 条

- ① エジプト・アラブ共和国は、主権を有する独立国家である。国は統一され、その分割を認めない。その政体は民主主義である。
- ② エジプト人民は、アラブとイスラームのふたつの共同体の一部であり、ナイル川流域とアフリカに属し、アジアとの連なりを誇りとし、人類文明に積極的に参加する。

1971 年憲法で採用され、1980 年の憲法改正以来、多くの議論を生んできた第 2 条「イスラームのシャリーアの諸原則は、立法の主要な源泉である (mabādi' al-sharī'a al-islāmīya al-maṣḍar al-ra'īsī li-l-tashrī')」という表現は、起草委員会内外での度重なる議論の後、一言一句変えず保持されることになった。その代わりに、サラフ主義者などの強い主張により、第 2 条を補足する条文として第 219 条が加えられた。

第 2 条

- ① イスラームは国教であり、アラビア語は公式語である。イスラームのシャリーアの諸原則は、立法の主要な源泉である。

第 219 条

- ① イスラームのシャリーアの諸原則は、真正性が確立された啓示的諸法源、法源学およびイスラーム法学の諸原則、ならびにスンナ派の諸法学派で有効とみなされる諸法源を含む。

所有権の保護を定める第 21 条では、従来の公的・協同的・私的所有権に加えて、「ワクフ」(イスラーム的寄進制度)に関わる所有権が記され、第 25 条では、慈善ワクフの推奨が求められた。これらは、イスラーム的制度に対する関心の現われといえよう。

第 21 条

- ① 国は、法律が組織するところに従い、公的、協同的、私的およびワクフの諸形態からなる合法的な所有権を保障し、保護する。

第 25 条

- ② 国は、慈善ワクフ制度の再生および推奨に責務を有する。
- ② 法律は、ワクフを組織し、ワクフの設定、ワクフ財の運営および投資、ならびに受益者への収益分配の方法を定める。これらはワクフ設定者の条件による。

1923 年憲法以来の信教の自由 (第 43 条) と思想の自由 (第 45 条) の間に、神の言葉を聞く「預言者」(nabī) とそれを人々に伝える「使徒」(rasūl) に対する中傷を禁止する条

文（第44条）を置いた点からも、イスラーム性の重視を読み取ることができるだろう。

第44条

- ① 預言者および使徒への中傷または諷刺は、すべて禁止される。

1.3 2012年憲法の内容②：立法権の強化

2012年憲法のもうひとつの特色は立法権の強化であり、二院制の採用がこれを端的に表している。法律発案権や予算決議権は下院（代表院）にのみ認められるが、法律審議権や決議権が上院（諮問院）にも認められるようになり、上院の権限や地位は大幅に底上げされた。また、行政府に対する立法府の権限の強化として、内閣総理大臣・副総理・大臣の三者に対する不信任決議権が下院に認められた。1971年憲法では、内閣総理大臣の不信任は議会決議だけでは実行できず、大統領の承認を必要としたが、2012年憲法では下院の決議のみで行うことができる。内閣総理大臣の不信任は内閣総辞職と同義であり、議会は政府に対する強い武器を得たことになる。

第126条

- ① 代表院は、内閣総理大臣、副総理大臣または大臣の不信任を可決することができる。
- ② 不信任案の提出は、説明請求の後、かつ代表院議員の10分の1の提案にもとづかないかぎり、行うことができない。代表院は、説明請求の審議から7日以内に議決する。不信任決議は、代表院の総議員の過半数により可決される。
- ③ あらゆる場合において、代表院は、同一会期中に裁決を下した案件について不信任を要求することができない。
- ③ 代表院が、内閣総理大臣または大臣の不信任を可決し、政府が、票決によることなく当該者との連帯を表明した場合には、政府は総辞職しなければならない。不信任決議が政府閣僚の一人に向けられた場合には、当該者は辞職しなければならない。

エジプトの過去憲法においては、行政府の長である大統領に議会解散権が認められてきたが、2012年憲法では解散の是非を国民投票にかけること、また、もし国民投票で反対多数となった場合には、大統領自身が辞職することを定めた。大統領による議会解散権行使の抑止が意図されていたのであろう。

第127条

- ① 大統領は、理由を付した決定により、かつ人民による国民投票の後でなければ、代表院を解散することができない。
- ② 大統領は、最初の年次会期中に代表院を解散することができない。大統領は、前回

の代表院の解散に用いられた理由により代表院を解散することができない。

- ④ 大統領は、代表院の会議を停止する決定を公布し、最大で 20 日以内に解散の国民投票を実施する。国民投票の参加者が、有効投票の過半数により解散に同意した場合には、大統領は解散の決定を公布し、その日より最大で 30 日以内のすみやかな選挙を呼びかける。新議院は、その最終結果の公示の日続く 10 日以内に集会する。
- ④ 国民投票の過半数が解散に同意しない場合には、大統領はその職務を辞する。
- ⑤ 国民投票が新議院選挙が定められた期日までに実施されなかった場合には、代表院は、その翌日から自動的に会期を再開する。

エジプトの過去憲法では、政府（内閣）は大統領の下に位置づけられ、大統領が内閣総理大臣を選任し、組閣を命じることになっている。2012 年憲法でもこの構造は変わらないが、組閣後に議会下院の信任を必要とする点で従来の憲法と異なる（ただし、議会による不信任が続くと、議会が解散させられる仕組みも加えられた）。

第 139 条

- ① 大統領は、内閣総理大臣を選び、その者に政府を組織し、最大で 30 日以内に政府の計画を代表院に提出することを委任する。当該政府が信任されない場合には、大統領は、代表院の最多議席を占める政党から新たに内閣総理大臣を選ぶ。当該政府が同様の期間内に信任されない場合には、代表院が内閣総理大臣を選び、大統領はその者に政府の組織を委任する。当該政府が同様の期間内に信任されない場合には、大統領は代表院を解散し、解散命令の公布の日から 60 日以内に新議院選挙を行う。
- ② あらゆる場合において、本条に記される期間の合計は 90 日を超えてはならない。
- ③ 代表院の解散時には、内閣総理大臣は、新議院の初会議において政府の組織およびその計画を提示する。

こうして 2012 年憲法には、「1 月 25 日革命」前の政治体制の諸問題を克服するため、尊厳の保護や立法権の強化などの新规定が盛り込まれた。「旧体制」への警戒心は、憲法末尾に付された、かつての与党・国民民主党の指導部の被選挙権の制限によく表されている。

第 232 条

- ① 解散された国民〔民主〕党指導部は、本憲法の施行の日から 10 年間、大統領選挙および議会選挙に立候補する被選挙権の行使が禁じられる。指導部とは、2011 年 1 月 25 日革命時に、解散された国民〔民主〕党の中央事務局、政務委員会および政務局に所属していた者、もしくは革命前の二立法期に人民議会または諮問評議会議員であった者を指す。

以上の 2012 年憲法の内容を念頭に置きつつ、次節以降では、2014 年憲法の制定過程と条文内容を検討していこう。

第 2 節 2014 年憲法の制定過程

2012 年憲法の制定後、ムルスィー政権は議会選挙の準備を始めた。前述のとおり、2011 年から 12 年にかけて選出された議会は、行政裁判所による選挙結果の無効判決が出され、上院（諮問評議会）が暫定的に残されるだけの状態にあったからである。しかし議会選挙は、政治的交渉の失敗やその他の障害に阻まれ、2013 年夏まで延期されることになった。そこに「6 月 30 日革命」が起きたのである。

すでに 2013 年の初頭から経済状況の低迷などを背景にして、ムルスィー大統領の政権がムスリム同胞団を優遇し、その成員を行政機構の隅々に配置し、国家権力を独占しようとしているという批判が聞かれ始め、政府の「同胞団化」（akhwana）の脅威が囁かれるようになっていた。そうした声を公に示したのが、自らを「反抗」（tamarrud）と名乗る若者集団である。彼らは、2013 年 6 月 30 日の大統領就任一周年を期日とするムルスィー大統領の即時辞任を求め、全国的な署名運動を展開した。「反抗」に連なる人々は、全国から 2000 万人分以上の署名を集めたと主張し、6 月 30 日には大群衆が全国各地の広場や大通りに押し寄せた。

一方、ムルスィー大統領側は、大統領が民主的な選挙で選ばれたという「正当性」（sharīya）を掲げ、同胞団支持者などを動員して、各地で大統領支持のデモを組織した。こうして、相反する主張を掲げたデモが各地で衝突する中、6 月 30 日の午後 3 時頃、軍司令部が国営テレビで声明を出した。軍は、自らは政治に関与しないという基本原則を繰り返しつつも、民衆の訴えは見逃すことができないとして、ムルスィー政権に 48 時間の期限を突きつけ、大統領辞任要求に対する返答を求めた。その期限は 7 月 2 日の午後 5 時とされた。

軍の介入により大統領辞任を要求するデモは勢いづき、他方、大統領支持派のデモは、軍への反発を強めていった。ムルスィー大統領は、期限時刻を少し過ぎた 7 月 2 日午後 10 時にテレビに登場し、「新内閣の組織」「議会選挙法の早期成立」「憲法改正委員会の設置」「若者の積極的な登用」などの提案を打ち出したが、自身の辞任は否定した。

これを受けて翌日の 7 月 3 日深夜、軍司令部は再びテレビ声明を出し、「2012 年憲法の停止」「最高憲法裁判所長官による暫定大統領の就任」「新大統領選挙の早期実施」「憲法改正委員会の設置」などの政治方針を発表した。このとき画面上で声明を読み上げたのが、スィー—スィー国防大臣である。彼の左右には、数名の軍幹部、国内の宗教的権威であるアズハル総長やコプト総主教、「反抗」の若者、女性団体の代表者が並び、まさに挙国一致の雰囲気醸成を齎し出していた。声明では「暫定大統領の就任」のみが述べられ、ムルスィー大統領の去就は触れられなかったが、事実上の解任であることは明らかであった。当のムルスィー大統領は、所在不明のまま、数時間後にテレビ画面に登場し、一般のビデオカメラで撮影した

と思われる画質の悪い映像の中で、「私はエジプトの大統領だ」「私には選挙で選ばれた正当性がある」「これは軍のクーデターだ」と自らの主張を繰り返した。

翌 7 月 4 日、マンスール最高憲法裁判所長官が暫定大統領に就任した。このときから国内メディアの多くは、ムルシー大統領を「前大統領」や「解任された大統領」と呼ぶようになった。マンスール暫定大統領は、7 月 5 日に最初の憲法宣言を出し、残存していた諮問評議会を解散させた。さらに 7 月 8 日の憲法宣言で全 33 条の憲法原則を提示し、憲法改正を含む今後の工程表を示した。その第 28 条では、15 日以内に高位の裁判官や憲法学者からなる「専門家委員会」を結成し、30 日以内に憲法改正案を提出することが定められた。

専門家委員会の人選は、期限よりやや早い 7 月 20 日に発表された。その内訳は、2 人の最高憲法裁判所副長官、2 人の控訴院・破棄院判事、2 人の国務院副院長、4 人の国立大学法学部の憲法学者であった。同委員会の選考基準や手続きは公にされなかった。また、憲法改正に関して広く市民から意見が募られたが、委員会の作業は原則非公開で進められ、その内容は発表されるまで外部に漏れることはなかった。

構成人員の数から「10 人委員会」とも呼ばれた専門家委員会は、8 月 20 日に全 197 条の憲法改正案を提出した。2012 年憲法から計 33 条が削除され、残った条文もその大半が改められていた。たとえば、前述の第 44 条「使徒・預言者の中傷禁止」や第 219 条「イスラームのシャリーアの定義」は削除された。議会は一院制に戻され、二院制に関わる条項はすべて削られた。全般に、専門家委員会の改正案は、構成・内容両面において 1971 年憲法に近いものであった。

この憲法改正案提出の一週間前の 8 月 14 日には、ムルシー政権支持を表明して各地の広場や通りで座り込みを続けていた人々（ムスリム同胞団支持者と関係者、その家族など）が、警察と治安部隊によって強制排除され、デモ隊による抵抗と暴力の応酬が生じた。その様子はメディアで放映され、デモ隊側に数百人の死者を出し、非常事態宣言と外出禁止令が発布されるほどの凄惨な事件に発展した。ムスリム同胞団はこの事件を転機として「テロ組織」とみなされるようになり、公的な政治の場からの退出を余儀なくされた。

マンスール暫定大統領による 7 月 8 日の憲法宣言によれば、「10 人委員会」による憲法改正案は、社会の諸層を代表する「50 人委員会」によって修正されることになっていた。この 50 人委員会の人選は 8 月初旬から議論され、憲法改正案提出から約 10 日後の 9 月 1 日に発表された。同憲法宣言の第 29 条では、「すべての社会層、宗派および人口の多様性を代表する」ため、「若者と女性は少なくとも 10 人選ばれること」、「各団体はその代表者を選任すること」、どの団体にも属さないが名の知られた「公人は政府が選任すること」などの指針が定められていた。専門家委員会の人選と同じく、定員や配分は規定されたが、選出手続きは各団体や政府に一任され、具体的な過程は明らかにされなかった。座り込みの強制排除直後であるため、ムスリム同胞団支持者が加わることもなかった。「50 人委員会」の委員長は、「公人」枠で選出されたムバーラク期の政治家、アムル・ムーサーが務めた。

50 人委員会は 9 月 8 日から会合を始め、10 人委員会改正案の見直しを行った。前出の憲

法宣言では、「委員会が改正案を受け取った日から 60 日以内に最終案を準備する」と定められていたが、これにやや遅れて 11 月末日に最終案の決議が上院議場で行われた。ムーサー委員長が一条ずつ読み上げ、各委員が手元にある電子投票機を用いて投票した。否決多数であった 4 条の討論と再決議後、12 月 3 日にマンスール暫定大統領に最終案が提出された。改正案は当初「2013 年憲法案」と呼ばれていたが、国民投票の実施が年明けに設定されたことから、「2014 年憲法」となった。国民投票は 1 月 14・15 日に行われ、約 2050 万票、有効投票の 98% の賛成多数により、1 月 18 日に憲法が成立した。

2014 年憲法の第 230 条では、憲法制定後の国政選挙は、大統領選挙と議会選挙のいずれを問わず、憲法施行日から 30 日から 90 日以内に手続きを開始すると定められる。諸政治勢力間の交渉により大統領選挙が先に実施されることになり、立候補受付が 4 月 1 日に始まった。これに先立つ 3 月には、「6 月 30 日革命」を主導した現職の国防大臣であり、軍の最高位にあるスィーサー元帥がいつ大統領選出馬を表明するかが注目の的となっていた。実際に大統領選挙に立候補したのは、スィーサーと、2012 年の大統領選挙にも立候補した左派政治家サッバーヒーの二者のみで、これら二候補による決戦投票が 5 月 26・27 日に実施され、6 月 3 日に最終結果が公示された。2014 年憲法制定の国民投票の結果を上回る約 2378 万票、有効投票の 97% を得て、スィーサー大統領が誕生したのである。新大統領は、2014 年憲法の規定に従い、議会不在のため、最高憲法裁判所で就任宣誓式を行った。代役を終えたマンスール暫定大統領は、最高憲法裁判所長官に復職した。

以上の 2014 年憲法の制定過程は、先に述べた 2012 年憲法の状況と好対照をなしている。双方において、出発点は「革命」と呼ばれる例外的状況であり、憲法は書き直されるべきと認識されていた。2012 年憲法の場合には、議会と大統領が先に選ばれ、議会は憲法起草委員会の基礎となり、大統領は憲法宣言を通じて、憲法制定を後押しした。他方、2014 年憲法の場合には、先に憲法が制定された。議会不在の中、憲法起草委員会を構成したのは法の専門家 10 人と社会諸層の代表 50 人であったが、その選出には不明な点が多く、軍を中心とする革命体制と諸政治勢力が合議した結果だと考えられる。法の専門家は慣れ親しんだ 1971 年憲法を志向し、社会代表は出身集団の利益と支配的な政治状況に沿った修正を施したようである。このような経緯から制定された 2014 年憲法は、どのような内容を示すのだろうか。次節で詳しく見てみよう。

第 3 節 2014 年憲法の内容

3.1 前文におけるナショナリズムの発露

2014 年憲法の前文は、エジプトの地理や宗教、歴史、独立、革命といった多岐にわたる内容を持つ。第一文は、ギリシアの歴史家ヘロドトスの有名な言葉、「エジプトはナイルの賜物」を下地にした表現から始まり、エジプトの地理的特徴を述べる。

エジプトは、エジプト人に対するナイルの賜物であり、人類に対するエジプト人の賜物である。

アラブたるエジプトは——その天与の位置と歴史により——、世界すべての中心であり、諸文明と諸文化が会おう場、海の交易路と交信が交差する場である。エジプトは、地中海に現れたアフリカの頭、偉大なるナイル川が流れ込むところである。

これこそエジプト、エジプト人の不滅の祖国、すべての人民に平和と愛を伝えるもの。

一段落挿んだ後、今度は宗教的特徴が述べられる。人口の約 9 割を占めるイスラーム教と約 1 割の少数派のキリスト教だけでなく、同じく「一神教」のユダヤ教も言及される。

エジプトは、宗教の揺り籠、一神教の栄光の旗である。

エジプトの地には、神の代弁者ムーサー^⑥——彼に平和あれ——が育ち、その身に神秘の光が注ぎ、数年にわたりお告げが下った。

エジプトの地に、エジプト人は聖処女とその子^⑦を迎え、後に救世主——彼に平和あれ——の教会を守るため、数千の殉教者を送り出した。

ついに、預言者の封印ムハンマド——彼に礼拝と平和あれ——が、至高の倫理をまっとうするため、すべての民に向けて遣わされた。われらの心と理性は、イスラームの光に啓かれた。われらこそ、アッラーの御為に邁進する大地の兵士の善良である。われらは、世界に真理の福音と宗教諸学を広めた。

続いて、近代の独立運動や 1952 年「7 月 23 日革命」に触れた後に、2011 年の「1 月 25 日革命」と 2013 年の「6 月 30 日革命」が一組のものとして表現される。

われら——われらエジプト人——は、進歩に追いつくよう努力した。われらは幾多の叛乱と蜂起と革命の中で多くの殉教者と犠牲者を出しながら、ついに「1 月 25 日・6 月 30 日」革命において、奔流のごとき人民の願いを叶えるため、われら国民の軍が勝利した。この革命は、パンと自由と人間の尊厳を社会的公正の傘の下に求めたものであり、祖国に独立の願いを取り戻した。

結びでは、エジプト人が「主権を有する祖国における主権者」(al-sayyid fi al-waṭan al-sayyid) という二重の意味で、「主権者」であることが確認される。

^⑥ モーゼのこと。

^⑦ マリアとイエスのこと。アラビア語では maryam と 'isā というが、ここでは「聖処女とその子」(al-sayyida al-'adhrā' wa-walīd-hā) と表現し、名を記していない。

われら国民男女は、われらエジプト人民は、主権を有する祖国における主権者である。
それこそ、われらの願い。これこそ、われらの革命の憲法。

これこそ、われらの憲法。

このように 2014 年憲法の前文は、アラブやイスラームの超国家的連帯に言及しつつも、あくまでエジプトという「主権国家」の独立や、その主権者である「国民」による数々の運動や革命、歴史を強調するものとなっている。

3.2 「国民国家」性の希求

こうした「国民国家」的性格を強調する姿勢は、憲法第 1 条において明確に示される。

第 1 条

- ① エジプト・アラブ共和国は、主権を有する国家である。国は統一され、その分割を認めず、国からは何ひとつとして割譲されない。その政体は民主共和制であり、国民間の平等と法の支配にもとづく。
- ② エジプト人民は、アラブの共同体の一部であり、その補完と統一に努める。エジプトは、イスラーム世界の一部であり、アフリカ大陸に属し、アジアへの連なりを誇りとし、人類文明の構築に貢献する。

全体の枠組みは、前出の 2012 年憲法第 1 条と同じだが、第 1 項で「領土は割譲されない」という領域性の強調が加えられ、政体の表現が「民主制」が「民主共和制」になり、「国民間の平等」と「法の支配」が統治の原則に掲げられるようになった。第 2 項では、エジプト人民がその一部を構成するものが、2012 年憲法における「アラブとイスラームのふたつの共同体」から単一の「アラブの共同体」に戻ったが、代わりに「イスラーム世界の一部」(juz' min al-'ālam al-islāmī) という表現が加えられた。つまり、イスラーム的連帯はアラブ的連帯とは別種のものとして保持されることになった。

ここで「国民間の平等」(muwāṭana) と訳出した語は、「祖国」(waṭan) や「国民／市民」(muwāṭin) といった概念を下敷きとした、2014 年憲法の最重要キー概念のひとつである。2014 年憲法の第 53 条では、「国民は法の下で平等である」という古典的な規定に加えて、差別の理由となりうる事柄を列挙し、国民間の平等の実現を高く掲げる。

第 53 条

- ① 国民は、法の下に平等である。国民は、公の権利、自由および義務において平等であり、宗教、信条、国籍、出自、血統、肌の色、言語、障害、社会階層、政治的または地理的所属、もしくはその他のいかなる理由によっても差別されない。

- ② 差別および嫌悪の煽動は、法律により処罰される犯罪である。
- ③ 国は、あらゆる形の差別の解消に必要な措置をとる責務を有する。法律は、この目的のための独立した委員会の設立を組織する。

前文において「われら国民男女は」(naḥnu al-muwāṭanāt wal-muwāṭinīn, 正確には女性が先で、われら国民女男は)と述べられたように、2014 年憲法は、男女間の権利の平等や女性の就労支援、暴力からの女性の保護、女性の福祉などについて多様な政治的配慮を示している。2012 年憲法の第 10 条が、「家族は社会の基礎であり、その支えは宗教、倫理および愛国心である」(第 1 項)という、1971 年憲法とほぼ同様の熱意の薄い内容であったことと比べると、2014 年憲法の第 11 条は男女平等や女性支援にはるかに力を入れている。

第 11 条

- ① 国は、憲法の規定に則り、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利のすべてにおいて、女性と男性の間の平等の実現を保障する。
- ② 国は、法律の定めにより、議会における女性の適切な代表性を保障するために必要な措置をとることに努める。国は、女性に反する差別を起こすことなく、国家公務職および上級行政職への女性の就任、ならびに司法諸機関・機構への女性の任命において、女性の権利を保障する。
- ③ 国は、女性に対するあらゆる形の暴力から女性を保護する責務を有する。国は、女性が有する家族への義務と労働にもとづく要請の調和を支援する。
- ④ 国は、母子、一家の稼ぎ手である女性、高齢の女性、および困窮した経済状況にある女性に対し、福祉および保護をもたらす責務を有する。

この「国民国家」理念は、教育分野においても顕著である。第 19 条では、「教育はすべての国民の権利」とする古典的規定に続き、教育を通じて国民に教える事柄が列挙されるが、その中には「エジプト的個性」や「国民アイデンティティー」などの概念が含まれる。

第 19 条

- ① 教育は、すべての国民の権利である。教育の目的は、エジプト的個性の構築、国民アイデンティティーの維持、科学的思考の基礎作り、技能の開発および発明の推奨、文明的・精神的価値の育成、ならびに国民間の平等、寛容および差別撤廃の理解の定着にある。国は、教育の課程および方法において、これらの目的を保持し、世界的水準による教育を提供することに責務を有する。〔後略〕

これに関連して、国民的文化やアイデンティティーを守ることが、国家の義務(第 47 条)であり、国民の権利(第 48 条)とされた。また、第 44 条では、前文冒頭で示されたエジ

プトの地理的象徴であるナイル川に関する国家・国民の義務と権利が加えられている。

第 44 条

① 国は、ナイル川の保護、ナイル川に関係するエジプトの歴史的権利の保全、ナイル川から得られる利益の指導およびその増大、ならびにナイル川の水の浪費またはその汚染を防ぐことに責務を有する。国は、地下水の保護および水の安全保障の実現に関して実行力ある措置をとり、この分野における研究支援に責務を有する。

② すべての国民は、ナイル川を享受する権利を保障される。ナイル川の不可侵性または河川環境の侵害は、禁止される。国は、ナイル川に対して行われた侵害の排除を保障する。これらは法律の組織するところによる。

ナイル川に次いで高い象徴的価値を持つスエズ運河も憲法の中で触れられており、後のスィーサー体制によるスエズ運河開発政策を予感させる。

第 43 条

① 国は、スエズ運河の保護および開発、ならびに国が所有する国際水路としてのスエズ運河の保全に責務を有する。国は、経済の優れた中心である運河部門の開発に責務を有する。

2014年憲法では、2012年憲法で導入されたイスラーム的規定の多くが削除されたが、残された数少ない条項のひとつに第90条の「慈善ワクフの推奨」がある。

第 90 条

① 国は、知的・文化的・衛生的・社会的・その他諸機関の設立および保護のため、慈善ワクフ制度の推奨に責務を有する。国は、慈善ワクフの独立性を保障し、ワクフ設定者の条件に従い、その運営を行う。法律はこれらを組織する。

2014年憲法では、前出の2012年憲法の第44条「使徒・預言者の中傷禁止」は削除されたが、第223条に「エジプト国旗に対する侮辱の処罰」が加えられた。この入れ替わりは、これらふたつの憲法の強調点の変化を如実に表しているようである。

第 223 条

① エジプト・アラブ共和国の国旗は、黒・白・赤の三色からなり、「サラディンの鷹」を象った金色の鷲が置かれる。共和国の国章、勲章、徽章、国璽および国歌は、法律で定める。

② エジプト国旗の侮辱は、法律で処罰される犯罪である。

3.3 行政権の再強化

2014 年憲法において、三権の関係は再び大きく変化した。第 2 節で見たように、2012 年憲法では、行政府（とりわけ大統領）の権限を抑えるために立法府の権限が強化されたが、2014 年憲法では立法権が弱められ、行政権が再度強められた。議会は一院制に戻り、「代表議会^⑧」（majlis al-nūwāb）と呼ばれる。ただし、議会の定員数は 450 人に増員され、2012 年憲法の下院 350 人と上院 150 人の合計 500 人と比べても遜色ない。

立法権と行政権の力関係を計る上でひとつの指針となるのが、大統領の議会解散権である。2012 年憲法の第 127 条では、大統領が議会下院を解散させるためには、国民投票を行い、賛成多数を得ることが必要とされ、反対多数の場合には大統領自身が辞職しなければならないが、2014 年憲法の第 137 条では反対多数の場合の大統領辞職規定がなくなった。

第 137 条

- ① 大統領は、理由を付した決定により、かつ人民による国民投票の後でなければ、代表議会を解散することができない。議会は、前回の解散に用いられた理由により解散されない。
- ② 大統領は、議会の会議を停止する決定を公布し、最大で 20 日以内に解散に関わる国民投票を実施する。国民投票の参加者が、有効投票の過半数により解散に同意した場合には、大統領は解散の決定を公布し、その日より 30 日以内のすみやかな選挙を呼びかける。新議会は、最終結果の公示の日に続く 10 日以内に集会する。

大統領が内閣総理大臣の選任と組閣の委任を担い、内閣総理大臣が組織した政府は議会の信任を要するという構造は変わらないが、2012 年憲法の第 137 条にあった「議会被選ぶ」という選択肢はなくなった。2014 年憲法では内閣総理大臣はあくまで大統領が選ぶものとなり、議会には政府信任の権限が認められるにすぎない。

第 146 条

- ① 大統領は、内閣総理大臣に、政府の組織および代表議会への政府の計画の提示を委任する。当該政府が、最大で 30 日以内に代表議会の総議員の過半数により信任されない場合には、大統領は内閣総理大臣に、代表議会の最大議席を有する政党または政党連

^⑧ この majlis al-nūwāb の名称は、もとは 1923 年憲法の議会下院に用いられ、上院の「元老院」（majlis al-shukūkh）と対置された。これはおそらく、フランス議会の下院「国民議会」（Assemblée Nationale）と上院「元老院」（Sénat）を模した用語法であろう。2012 年憲法では、上院の「諮問院」（majlis al-shūrā）と対置された。つまり、「代表」（nūwāb「代議士」を意味する nā'ib の複数形）の語は、1956 年憲法や 1971 年憲法下の二院制議会の「国民」（umma）や「人民」（sha'b）と異なり、他の語と一組にされる伝統を持つ。しかし 2014 年憲法は、一院制議会に戻したにもかかわらず、議会名称を二院制の下院のままにしている。この点もまた、立法府軽視の姿勢の表れといえよう。

合からの候補者選定を委任する。当該政府が、30日以内に代表議会の総議員の過半数により信任されない場合には、代表議会は解散され、大統領は、解散命令の公布の日から60日以内に新議会の選挙を行うことを呼びかける。

- ② あらゆる場合において、本条に記される期間の合計は60日を超えてはならない。
- ③ 代表議会の解散時には、内閣総理大臣は、政府の組織およびその計画を新議会の初会議において提示する。
- ④ 代表議会の最多議席を有する政党または政党連合から政府を選出した場合には、大統領は、内閣総理大臣との相談により、国防・内務・外務・法務大臣を選出することができる。

第4項にあるように、最多議席の政党または政党連合から政府閣僚を選出した場合には、大統領に国防・内務・外務・法務という最重要閣僚を選ぶ権限が認められる。

2014年憲法では、議会から大統領の不信任を問う仕組みも加えられてはいる。大統領の議会解散権と同じく、議会も大統領を解任することができるが、ここでも国民投票における賛成多数が要件とされる。前述の通り、2014年憲法では、大統領は議会解散の国民投票で反対多数になっても辞職しなければならないことはないが、議会は、大統領解任の国民投票で反対多数になれば、解散し、選挙を行なければならない。議会に大統領解任権を認めたことは大きな譲歩だが、行政権と立法権の間の力関係を是正するとはまではいえないだろう。

第161条

- ① 代表議会は、議会の総議員の少なくとも過半数による署名された、および理由を付した要求、ならびに3分の2の議員の同意にもとづき、大統領の不信任案を提案し、すみやかな大統領選挙の実施を求めることができる。同一の理由による同要求の提出は、大統領の任期中、1回しか認められない。
- ② 不信任案の決議により、大統領の不信任およびすみやかな大統領選挙の実施は、内閣総理大臣の呼びかけによって行われる国民投票において、賛否が問われる。その過半数が不信任決議に同意した場合は、大統領は解任され、その職位は欠けたとみなされ、すみやかな大統領選挙が、国民投票の結果の公示の日から60日以内に行われる。国民投票の結果が反対多数の場合には、代表議会は解散する。大統領は、議会解散の日から30日以内に新議会の選挙を呼びかける。

3.4 軍・警察の権限の拡充

2014年憲法では、軍や警察の権限も大幅に拡充された。たとえば、「軍事法廷」(al-qaḍā' al-'askarī) について定める第204条では、第2項で、「文民の裁判は認めない」(過去憲法ではこの一文のみ) という表現に続けて、「ただし」以下の例外規定を加え、軍の装備品や

工場などの関連施設を攻撃・侵害する行為がすべて軍事法廷で裁かれると規定を改めた。公のデモ参加者が軍事法廷に送られる可能性の高まりを予期させる変更である。

第 204 条

- ① 軍事法廷は、独立した司法機関である。軍事法廷は、軍隊、将校および兵士に関連するあらゆる犯罪、ならびに国家諜報局職員の服務中の、および服務を理由として犯した犯罪の審理を独占的に管轄する。
- ② 軍事法廷における文民の裁判は認めない。ただし、軍事施設、軍隊駐屯地またはこれらの規定に含まれるもの、軍事地域またはこれに定められた国境地帯、軍隊の装備、装置、武器、支給品または文書、軍事機密、軍隊の公的財源、軍事工場を直接的に侵害する犯罪、徴兵に関連する犯罪、ならびに職務の遂行を理由として軍隊将校または兵士を直接的に侵害する犯罪については、そのかぎりでない。
- ③ 法律は、これらの犯罪を定め、その他の軍事法廷の権限を規定する。
- ④ 軍事法廷の構成員は、独立し、罷免されない。これらの者には司法権の構成員に定められる保障、権利および義務のすべてが認められる。

同様に、警察に関連する規定も増えた。特に第 207 条では、警察を管轄する最高評議会の設置が定められた。過去憲法で警察の長は大統領とする表現のみであったため、2014 年憲法がエジプト憲法史上初めて、警察最高評議会の存在を認めたことになる。

第 207 条

- ① 警察の最高評議会が設立され、警察機構の最先任の将校および国务院法務見解部長から構成される。警察最高評議会は、警察機構の組織化および構成員の問題解決において、内務大臣を支援することを管轄とする。その他の権限は法律で定める。警察に関連する法律案は、警察評議会の意見が聴かれるものとする。

第 234 条では、大統領任期の 2 期分という期間付きではあるが、国防大臣の任命は軍最高評議会の承認を必要とすることが定められた。

第 234 条

- ① 国防大臣の任命は、軍最高評議会の承認の後に行われる。本規定は、本憲法の施行の日より 2 回の完全な大統領任期に適用される。

軍が前面に立って行動する「テロとの戦い」については、第 237 条に国家の義務が明記された。

第 237 条

- ① 国は、祖国および国民に脅威を与える、あらゆる形および種類におけるテロとの対決に責務を有し、テロ資金源を処罰する。これは、特定の時間的枠組みに則り、公の権利および自由を保障するものとする。
- ② 法律は、テロ根絶の手続き、ならびにテロによって起こされた、およびテロを理由とする被害に対する公正な補償を組織する。

最後に、2012年憲法末尾にあった旧国民民主党指導部の被選挙権の制限規定が2014年憲法からなくなったことを付言しておきたい。2014年憲法は、やはり「6月30日革命」の憲法なのである。

おわりに

本章では、2012年憲法との比較から、2014年憲法の制定過程と条文内容の特徴を明らかにしてきた。冒頭に述べたように、2014年憲法は「6月30日革命」後にマンスール暫定大統領の下で書かれた憲法であり、形式的にはスィー・スィー大統領の憲法ではない。しかしその制定過程を見れば、スィー・スィーを代表とする軍やこれと協同する諸政治勢力の意向が反映されたことは想像に難くない。この点で、選挙により行政府と立法府を奪取したムスリム同胞団政権が、軍や司法府と対峙しながら2012年憲法を書いた状況とは異なる。2014年憲法の制定者は、法の専門家を味方にして、慎重に事を進めてきた。

条文内容と方向性の点でも、これらふたつの憲法は好対照をなしている。2012年憲法の主題は「1月25日革命」前のムバーラク・国民民主党体制の否定であり、それが個人の尊厳や権利の重視、立法権の強化などの条項を生み出した。いままでにない形でイスラーム性が強調されたことも特色のひとつであった。他方、2014年憲法の主題は「6月30日革命」前のムスリム同胞団体制の否定であり、そこから統一された「国民国家」イメージの追求、行政権の再強化、治安重視が目指された。イスラーム的規定の多くは削除されたが、一部が、いわば「エジプト・ファースト」に沿った形で引き続き用いられている。

現代エジプト史を振り返れば、憲法は、政治闘争を勝ち抜いた者によって書かれてきた。ナセル大統領は三つの憲法を書き、サダト大統領はひとつの憲法を書き、一度の改正を行った。ムバーラク大統領は自身の憲法を書かなかったが、晩年に二度の憲法改正を行った。もし憲法に手を出さなかったら、ムバーラク大統領は、長く安定した政権を築いた政治指導者として歴史に名を残しただろうか。ムルスィー大統領は強引な手法でひとつの憲法を書いたが、自身の脆弱な権力基盤もろとも転覆された。マンスール暫定大統領はひとつの憲法を書き、スィー・スィー大統領はそれを引き継いだ。はたして、スィー・スィー大統領は、長く安

定した政権を築くことができるのか。その鍵は、憲法の扱いにあるのかもしれない⁹⁾。

<参考文献>

<日本語文献>

- 池田美佐子訳 2001. 「エジプト・アラブ共和国憲法」日本国際問題研究所編『中東基礎資料 調査：主要中東諸国の憲法（上）』日本国際問題研究所 139–198.
- 竹村和朗 2014a. 「エジプト 2012 年憲法の読解：過去憲法との比較考察（上）」『アジア・アフリカ言語文化研究』（87）103–240.
- 2014b. 「エジプト 2012 年憲法の読解：過去憲法との比較考察（下）」『アジア・アフリカ言語文化研究』（88）91–284.

<外国語文献>

(アラビア語)

- ‘Abbās, Ibrāhīm Muḥammad al-‘Adl and ‘Ādil ‘Abd al-Tawwāb Bakrī, eds. 2014. *Dustūr Jumhūrīya Miṣr al-‘Arabīya*. 1st ed. Cairo: al-Maṭābi‘ al-Amīrīya.
- al-Hay’a al-‘Āmma li-Quṣūr al-Thaqāfa, ed. 2012. *Dasātīr Miṣr*. Cairo: al-Hay’a al-‘Āmma li-Quṣūr al-Thaqāfa.
- al-Idāra al-‘Āmma li-l-Shu’ūn al-Qānūnīya, ed. 2013. *Dustūr Jumhūrīya Miṣr al-‘Arabīya*. 1st ed. Cairo: al-Maṭābi‘ al-Amīrīya.
- al-Shilq Aḥmad Zakarīyā, ed. 2012. *al-Dasātīr al-Miṣrīya: Nuṣūṣ wa-Wathā’iq 1866–2011*. Cairo: al-Hay’a al-Miṣrīya al-‘Āmmā li-l-Kitāb.

⁹⁾ 2016 年 8 月に本章の初稿を提出してから約 1 年が経った 2017 年 9 月現在、この点はますます重要性を帯びてきている。2017 年に入った頃から、2018 年 4 月のスィーサー大統領の任期満了（2014 年憲法第 139 条によれば、大統領の任期は 4 年、再任は 1 回まで）が近くなってきたことから、「大統領任期の 6 年への延長」や「再任回数の複数化」のための憲法改正を求める声が聞かれるようになっていく。もちろん反対の声も多く、短期間にそうした内容の憲法改正が実現する可能性は低いですが、もし憲法改正が進めば、これを着火点として、経済や治安などさまざまな問題を抱えるスィーサー体制への新たな抗議運動が現れる可能性もあるだろう。

